

経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもの 学習と生活を一体的に応援する助成 応募要項

1. 趣 旨

この助成事業は、長期化する新型コロナウイルスの影響下において、経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもたちの学習と生活を一体的に応援することを目的として実施します。

なお、本助成は、一般財団法人清水育英会からの資金を原資に、清水育英会・中央共同募金会の共同助成として、赤い羽根福祉基金助成の一プログラムの中で実施するものです。

2. 主 催

一般財団法人 清水育英会

社会福祉法人 中央共同募金会

3. 助成総額

○助成総額は4.助成プログラムにある2つのプログラムの合計で約2,500万円を予定しています。

○1活動(事業)あたりの助成上限額について、助成プログラム①は100万円、プログラム②は300万円とします。

4. 助成プログラム

①経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもの学習と生活を一体的に支援する活動

次の項目のうち学習支援と他の1つ以上の組み合わせで実施される活動。

<主な支援活動(学習支援活動は必須)>

- 学習支援活動 (例:対面やオンラインでの学習支援)
- 居場所支援活動 (例:居場所や交流の場、シェルター)
- 居住支援活動 (例:居住に関する相談支援や見守り・生活支援)
- 生活支援活動 (例:生活必需品の提供など)
- 食支援活動 (例:食事の提供など)

<取り組みの例>

- 子どもたちへの居場所提供と学習支援(オンライン活用含む)、子どもたちへの食と学習の一体的支援 など

②地域や多機関連携による重層的な子どもの学習・生活支援体制づくりなど、社会に新たな価値を創造する活動

次の機関・団体と応募団体の連携・協働によって、子どもの学習・生活支援を一体的に展開するとともに、重層的な支援体制やネットワークの構築につなげるなど、社会に新たな価値を創造する活動。

<連携機関の例>

- 地域団体（自治会等の地縁組織）、公立学校、大学ボランティアセンター、企業、その他の関係機関・団体

<取り組みの例>

- 公立学校との連携により教室等を活用した居場所と学習支援、大学ボランティアセンターとの連携による学生が参加した居場所や学習支援、食支援を行う NPO と学習支援を行う NPO、社会福祉協議会、社会福祉法人、行政機関等の連携による子ども支援のネットワークづくり、企業等との連携による食支援や生活支援 など

5. 助成対象団体（プログラム①②共通）

次の条件に合致する団体を対象とします。

- 経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもたちへの支援活動を展開している非営利団体
- 応募時点で1年以上の活動実績があり、応募事業の実施体制が整っていること
- 法人格の有無は問いませんが、以下6点の書類を提出できること
 - ①団体の定款・規約等
 - ②2021年度事業報告書および決算書（不可なら2020年度のもの）
 - ③2022年度事業計画書および予算書（不可なら2021年度のもの）
 - ④役員名簿
 - ⑤実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料（チラシ、HPの告知記事など）
 - ⑥団体名義の助成金振込先口座の通帳画像
- 複数の団体が連携・協働して実施する活動も対象とします。その場合は、代表団体（助成手続きを行う団体）を1団体選定のうえご応募ください。

※次に該当する団体は除きます。

- ・反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある法人、団体
反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

6. 助成対象活動（事業）期間

2022（令和4）年10月～2023（令和5）年9月

7. 助成対象経費

経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもたちの学習と生活を一体的に応援する活動に必要な経費（事務所賃借料、備品購入費等も含む）

※ただし、助成プログラム①について人件費は助成対象外とし、助成プログラム②については、多機関連携を行うためのコーディネーターの人件費は助成対象とします。

- 人件費について（助成プログラム②のみ）

人件費・謝金を支出する場合は、雇用契約があることを原則とし、人件費・謝金の算定基準を記載した団体の規程の写し、および人件費対象者の活動日・時間・活動内容がわ

かる日報を、完了報告時に提出いただきます。またボランティアに係る支出は実費弁償のみ（交通費など）とし、ボランティアの人件費・謝金は助成対象外とします。

○助成対象外となる経費

以下の項目は助成対象外とします。また、審査の際、以下の項目にあたりと応募書から判断された場合は対象外となる場合があります。

- ・行政等の公的財源が見込まれるもの
- ・経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から読み取れないもの
- ・費用の積算内訳が読み取れないもの
- ・応募事業に関わりない団体の他の事業に係る費用や管理的経費
- ・団体や団体役員が所有する拠点や設備の賃借料
- ・団体役員が代表である企業等へ委託・発注したものの費用
- ・ボランティアに対する人件費・謝金
- ・ボランティア活動保険料（行事用保険は対象です）

※助成決定した助成対象経費の費目以外の支出は認めません。応募時点で事業実施に必要な費目を検討、記載してください。

8. 助成応募方法

応募締切日までに、下記サイト経由で web 応募フォームにアクセスし、必要事項を入力の上、web 応募フォームから以下の A~H までの書類を送信してください。（メールや郵送による応募は受け付けません）

【web 応募フォーム記載 URL】

<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-kikin/27801/>

応募締切日 2022 年 7 月 15 日（金） 必着

<web 応募フォームにアップロードする書類>

- A) 応募書①（Word 形式。PDF ファイルは不可。上記 URL よりダウンロード可）
 - B) 応募書②（Excel 形式。PDF ファイルは不可。上記 URL よりダウンロード可）
 - C) 団体の定款・規約等
 - D) 2021 年度事業報告書および決算書（不可なら 2020 年度のもの）
 - E) 2022 年度事業計画書および予算書（不可なら 2021 年度のもの）
 - F) 直近役員名簿
 - G) 実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料（チラシ、HP の告知記事など）
 - H) 助成金振込口座通帳の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかる部分の画像
- ※web 応募フォームでアップロードできるファイルの容量は 1 ファイルあたり 2MB までです。2MB を超えるファイルについては、応募要項記載の問い合わせ先へオンラインストレージ等を利用して E メールで、または、郵送にてお送りください。

9. 審査及び助成決定

本会が設置する「審査委員会」により、「応募書および添付資料」から以下の点を基準に

審査の上、助成先を決定します。

- ①応募団体のこれまでの活動（事業）実績
- ②応募事業の実施体制および団体のガバナンス（組織決定の方法等）
- ③応募書の記載内容（活動（事業）・予算）
- ④支援対象者のニーズを的確にとらえた活動（事業）であるか
- ⑤確実に効果的に支援が届く活動（事業）であるか

なお、審査にあたり、必要に応じてヒアリングで詳細を直接お聞きすることがあります。
また、助成決定にあたり、応募額より減額して助成金額を決定する場合があります。

助成決定先は 2022 年 9 月上旬に中央共同募金会および清水育英会のホームページで公表するとともに、応募団体全てに審査結果を郵送等により通知します。

10. 助成金の送金について

助成決定後、原則として、応募時に登録した金融機関の口座に助成決定額の 2/3 の金額を送金します（2022 年 10 月下旬を予定）。事業完了後 1 か月以内に本会指定の様式により完了報告書を提出いただき、確認のうえ、最終精算送金を行います。

11. 助成決定後のお願い

①成果の発信

本助成は、清水育英会からの資金によって行われるもので、同会に対して助成事業の進捗状況や結果を随時報告します。そのため、本助成による活動状況や成果をホームページ、SNS 等により発信してください。また、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には、本助成による事業であることを表示してください。

②事業報告、決算報告書の提出

助成事業終了後、本会が定める期限までに事業報告、収支報告を提出してください。報告様式、及び証憑等の提出方法については別途ご案内します。

12. 都道府県共同募金会への情報提供について

共同募金会では、各都道府県でも地域福祉活動に関する助成を実施しています。本助成に応募いただいた内容について、各都道府県共同募金会と共有させていただく場合があること、また各都道府県共同募金会から助成金等の連絡を受ける場合があることをご了承ください。

【問い合わせ先】

社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部

経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもの学習と生活を一体的に支援する助成担当

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 2 新霞が関ビル 5 階

E-mail kikin-for@c.akaihane.or.jp

電話 03-3581-3846 Fax03-3581-5755

※新型コロナウイルス感染防止対策のため、本会の一部在宅勤務体制をとっております。

お問い合わせはできるだけ Email でお願ひします。